

店頭外国為替取引説明書（添付付属書類を含む。）新旧対照表

旧（変更前）	新（変更後）
<p>(表紙)</p> <p style="text-align: right;">当社-Y3-049</p> <p>店頭外国為替取引説明書 平成 26 年 2 月 第 49 版</p> <p>(省略)</p>	<p>(表紙)</p> <p style="text-align: right;">当社-Y3-050</p> <p>店頭外国為替取引説明書 平成 26 年 4 月 第 50 版</p> <p>(省略)</p>
店頭外国為替取引説明書 本体	
<p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">取引説明書 店頭外国為替証拠金取引 店頭バイナリーオプション取引</p> <p>P2</p> <p>1. 「デリバティブ取引」のリスク等重要事項について</p> <p>6. デリバティブ取引は、お客様と当社の相対取引であり、お客様の注文に対して当社が相手方となって注文を成立させるものであって、取引所への取次ぎは行いません。当社は、お客様との取引から生じるリスクの軽減を目的として、下記のカバー取引先を相手方としてカバー取引を行っております。したがって、そのカバー取引先の信用状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、お客様が損失を被る危険性があります。一方、カバー取引は、お客様が当社と行うデリバティブ取引から独立した取引です。したがって、下記のカバー取引先は、お客様が行うデリバティブ取引について、お客様の取引相手方となるものではなく、お客様の証拠金や当該取引から発生し得る損失その他お客様の取引の内容もしくは決済又は清算、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。また、下記カバー取引先は、お客様が当社と行うデリバティブ取引やカバー取引に関するお問い合わせに應じる</p>	<p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">取引説明書 店頭外国為替証拠金取引 店頭バイナリーオプション取引</p> <p>P2</p> <p>1. 「デリバティブ取引」のリスク等重要事項について</p> <p>6. デリバティブ取引は、お客様と当社の相対取引であり、お客様の注文に対して当社が相手方となって注文を成立させるものであって、取引所への取次ぎは行いません。当社は、お客様との取引から生じるリスクの軽減を目的として、下記のカバー取引先を相手方としてカバー取引を行っております。したがって、そのカバー取引先の信用状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、お客様が損失を被る危険性があります。一方、カバー取引は、お客様が当社と行うデリバティブ取引から独立した取引です。したがって、下記のカバー取引先は、お客様が行うデリバティブ取引について、お客様の取引相手方となるものではなく、お客様の証拠金や当該取引から発生し得る損失その他お客様の取引の内容もしくは決済又は清算、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。また、下記カバー取引先は、お客様が当社と行うデリバティブ取引やカバー取引に関するお問い合わせに應じる</p>

ことは一切ありません。

〔カバー取引先〕（カッコ内は、監督を受けている外国の当局の名称）

シティバンク：Citibank N.A.,London

銀行業：英国（FSA：英金融行為機構及び英健全性規制機構）

JP モルガン・チェース銀行

銀行業：米国（米国通貨監督庁、米国連邦準備理事会）

ドイツ銀行：Deutsche Bank AG London

銀行業：英国（FSA：英金融行為機構及び英健全性規制機構）

パークレイズ・バンク・ピーエルシー：Barclays Bank PLC

銀行業：英国（FSA：英金融行為機構及び英健全性規制機構）

ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー

銀行業：英国（FSA：英金融行為機構及び英健全性規制機構）

サクソ・バンク：Saxo Bank A/S

銀行業：デンマーク（デンマーク金融庁）

コメルツ銀行

銀行業：ドイツ（ドイツ連邦金融監督局）

バンク・オブ・アメリカ・エヌ・イー

銀行業：米国（米国通貨監督庁、米国連邦準備理事会）

モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド

金融商品取引業：米国（米国証券取引委員会・米国商品先物取引委員会

及び、米国連邦準備制度理事会）

クレディ・アグリコル銀行

銀行業：フランス（フランス金融監督庁、フランス中央銀行）

F XCMジャパン証券株式会社

金融商品取引業：日本（金融庁）関東財務局長（金商）第 1718 号

セントラル短資FX株式会社

金融商品取引業：日本（金融庁）関東財務局長（金商）第 278 号

ことは一切ありません。

〔カバー取引先〕（カッコ内は、監督を受けている外国の当局の名称）

シティバンク：Citibank N.A.,London

銀行業：英国（FSA：英金融行為機構及び英健全性規制機構）

JP モルガン・チェース銀行

銀行業：米国（米国通貨監督庁、米国連邦準備理事会）

ドイツ銀行：Deutsche Bank AG London

銀行業：英国（FSA：英金融行為機構及び英健全性規制機構）

パークレイズ・バンク・ピーエルシー：Barclays Bank PLC

銀行業：英国（FSA：英金融行為機構及び英健全性規制機構）

ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー

銀行業：英国（FSA：英金融行為機構及び英健全性規制機構）

サクソ・バンク：Saxo Bank A/S

銀行業：デンマーク（デンマーク金融庁）

コメルツ銀行

銀行業：ドイツ（ドイツ連邦金融監督局）

バンク・オブ・アメリカ・エヌ・イー

銀行業：米国（米国通貨監督庁、米国連邦準備理事会）

モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド

金融商品取引業：米国（米国証券取引委員会・米国商品先物取引委員会

及び、米国連邦準備制度理事会）

クレディ・アグリコル銀行

銀行業：フランス（フランス金融監督庁、フランス中央銀行）

F XCMジャパン証券株式会社

金融商品取引業：日本（金融庁）関東財務局長（金商）第 1718 号

セントラル短資FX株式会社

金融商品取引業：日本（金融庁）関東財務局長（金商）第 278 号

ソシエテ ジェネラル

銀行業：フランス（AMF：フランス金融市場庁）

ユービーエス・エイ・シー銀行：UBS AG

銀行業：スイス（FINMA：スイス連邦金融市場監督機構）

香港上海銀行：The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited

銀行業：香港（香港金融管理局）

ビー・エヌ・ピー・パリバ：BNP Paribas

銀行業：フランス（フランス金融市場庁）

株式会社三菱東京 UFJ 銀行

銀行業：日本（金融庁）関東財務局長（登金）第 5 号

オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド

銀行業：オーストラリア（APRA：オーストラリア健全性規制庁）

(新規)

P13

※【メジャーオプション口座】は、旧サービス【HIGH・LOW MAJOR】のサービス終了にと
もない一時的に残存している口座で、解約手続きを行うための入金、出金のみが可能となってお
ります。

P14

※【メジャーオプション口座】は、旧サービス【HIGH・LOW MAJOR】のサービス終了にと
もない一時的に残存している口座で、解約手続きを行うための入金、出金のみが可能となってお
ります。

平成 26 年 2 月 17 日 改定

ソシエテ ジェネラル

銀行業：フランス（AMF：フランス金融市場庁）

ユービーエス・エイ・シー銀行：UBS AG

銀行業：スイス（FINMA：スイス連邦金融市場監督機構）

香港上海銀行：The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited

銀行業：香港（香港金融管理局）

ビー・エヌ・ピー・パリバ：BNP Paribas

銀行業：フランス（フランス金融市場庁）

株式会社三菱東京 UFJ 銀行

銀行業：日本（金融庁）関東財務局長（登金）第 5 号

オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド

銀行業：オーストラリア（APRA：オーストラリア健全性規制庁）

株式会社みずほ銀行

銀行業：日本（金融庁）関東財務局長（登金）第 6 号

P13

(削除)

P14

(削除)

平成 26 年 4 月 1 日 改定